

山口県報

令和元年
10月29日
(火曜日)

目 次

○告示

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示の一部改正(自然保護課)……………

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(四件)(自然保護課)……………

特別保護地区の指定(自然保護課)……………

休猟区の指定(自然保護課)……………

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………



山口県告示第二百六号

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示(平成九年山口県告示第七百三十四号)の一部を次のように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 猟法を禁止する期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和六年十月三十一日」に改める。

山口県告示第二百七号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和四十四年山口県告示第七百八十五号)の一部を次のように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域 光市大字室積村の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四七ヘクタール)

二 区域 光市大字室積村の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四七ヘクタール)

「令和十一年十月三十一日」に改める。

「(次の図)は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。」

霜降山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和十一年十月三十一日」に改める。

霜降山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和五十四年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第二百八号

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県知事 村岡 嗣 政

二 区域 萩市大字須佐の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七五九ヘクター
ル）

三 存続期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和十一年十月三十
一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供
する。）

山口県告示第二百九号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成元年山口県告示第八百四十一号）の一部を次の
ように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 柳井市柳井の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二二六ヘクター）

三 存続期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和十一年十月三十
一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県柳井農林水産事務所に備え置いて縦覧に
供する。）

山口県告示第二百十号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第四百九号）の一部を次の
ように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和十一年十月三十
一日」に改める。

山口県告示第二百一十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 名称 峨嵋山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 峨嵋山鳥獣保護区の区域（面積 四七ヘクター）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

（一） 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

（二） 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウミネコ、トビ等の各種
の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区と
して指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

一 名称 霜降山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 霜降山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七〇ヘク
ター）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

（一） 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

（二） 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、オオバン、エナガ等の各
種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区
として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林水産事務所に備え置いて縦覧に

供する。()

山口県告示第二百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 黒獅子山休猟区
 - 二 区域 山口市阿東生雲中、阿東生雲西分及び阿東生雲東分の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、四七〇ヘクタール)
 - 三 存続期間 令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日まで
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口市農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 天狗山休猟区
 - 二 区域 萩市三見及び大字山田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、二五九ヘクタール)
 - 三 存続期間 令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日まで
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十三号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成六年山口県告示第六百七十八号)の一部を次のように改正する。

令和元年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
牛島特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和六年十月三十一日」に改める。

牛島特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。
山口市南部・阿知須きさら浜特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市秋穂二島、阿知須、江崎、佐山及び深溝の区域(次の図に示す部分に限る。)(並びに同市阿知須から深溝に至る土地の地先公有水面及び同市秋穂二島の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、六六五ヘクタール)
山口市南部・阿知須きさら浜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十一年十月三十一日」を「令和十一年十月三十一日」に改める。

山口市南部・阿知須きさら浜特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口市農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和元年十月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁